青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字大童子山国有林
二〇二三林班　ち小班　一号から四号まで、八号及び九号
い小班　五号から七号まで
二〇一二林班　な小班　十号から十四号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱十五号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱十五号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十四年建設省告示第千九百四十七号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字大童子山国有林
二〇二三林班　ち小班　十五号から十七号まで
二〇一二林班　つ小班　十八号から二十二号まで

○国土交通省告示第六百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
横松川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
兵庫県たつの市新宮町能地字横松山
二七四番五六から二七四番六二まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県たつの市新宮町能地字横松山
二七四番六八　一号及び二号
二七四番一一五　三号から七号まで
二七四番六六　八号及び九号
二七四番六四　十号
二七四番六三　十一号から十三号まで
二七四番六〇　十四号
二七四番五六　十五号
二七四番六五　十六号及び十七号
二七四番六二　十八号
二七四番一　十九号
二七四番六七　二十号から二十四号まで
二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石才川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県丹波市春日町石才
字一本松　四六四番一及び四六四番二
字東山　四七四番から四七六番まで
四七七番一から四七七番三まで
四七八番一
字京尾大畑　四六〇番から四六三番まで
四六五番から四六九番まで
字池ノ上　四七一番一
四七二番二
四七三番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県丹波市春日町石才
字池ノ上　四八二番一　一号
四七二番二　七号及び八号
四七一番一　九号から十二号まで
四七三番一　十三号
字東山　四七八番一　二号
四七六番　三号
字京尾大畑　四六九番　四号
四六一番　五号
四六〇番　六号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県丹波市春日町石才
四二一番　一号
四二二番　二号
四一八番　十四号
四二〇番　十五号
一〇五六番　三号
一〇五四番　四号
一〇五一番　五号から七号まで
四八五番一　八号
四八四番一　九号及び十号
一〇五〇番　十一号から十三号まで

○海上保安庁告示第百二十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年五月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三九度一八分東経一三九度九分、北緯三九度五分東経一三九度三〇分、北緯三八度三六分東経一三九度一三分、北緯三八度五〇分東経一三八度五二分の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十四年五月二十四日から平成二十四年六月七日まで
三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　九管区水路通報第十八号（平成二十四年五月十一日発行）

○海上保安庁告示第百三十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年五月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　北緯四〇度二一分一九秒東経一四二度八分二二秒、北緯四〇度二二分三〇秒東経一四二度二五分五八秒、北緯四〇度五四分四九秒東経一四二度二二分三二秒、北緯四一度四四秒東経一四四度二分三秒、北緯三九度四五分一八秒東経一四四度八分一四秒、北緯三九度三八分一五秒東経一四二度一三分五秒の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十四年六月一日から平成二十四年七月十六日まで
三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　水路通報第二十一号（平成二十四年五月二十五日発行）、二管区水路通報第二十号（平成二十四年五月十八日発行）

○海上保安庁告示第百三十一号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年五月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　五ケ所港南海洋牧場浮標灯
位置
所在地　三重県五ケ所港（田曽埼灯台の西方約一・九キロメートル）
北緯　三四―一七―三〇
東経　一三六―四〇―〇六
変更した事項
位置
所在地　三重県五ケ所港（田曽埼灯台の西方約一・九キロメートル）
北緯　三四―一七―三二
東経　一三六―四〇―〇三
光度　実効光度九三カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十四年四月二十日

○海上保安庁告示第百三十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年五月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　野田港南防波堤灯台
位置
所在地　岩手県九戸郡野田村（野田港南防波堤外端）
北緯　四〇―〇六―四八
東経　一四一―五〇―〇一
変更した事項
光度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十四年四月二十三日